

西条市ビジネスサポートメール運用要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、登録を受けた市内で事業を営む個人及び法人に対し、西条市(以下「市」という。)の産業振興等に関する情報をインターネットを利用して迅速に配信する西条市ビジネスサポートメール(以下「Biz 西条」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配信内容)

第2条 Biz 西条は、次に掲げる情報を配信する。

- (1) 行政機関(市、愛媛県及び国)、各種産業支援機関等が実施する産業振興に係る各種支援制度(補助金、助成金等)の情報
- (2) 行政機関(市、愛媛県及び国)、各種産業支援機関等が実施するセミナー、展示会、商談会等の情報
- (3) 災害その他に係る事業者向けの緊急情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認める情報

(配信頻度等)

第3条 Biz 西条の配信頻度は、不定期とする。

(運用管理者)

第4条 Biz 西条の配信を管理するため、運用管理者を置く。

2 運用管理者は、産業振興担当課長をもって充てる。

(対象者)

第5条 Biz 西条の配信の対象者は、市内で事業を営む個人及び法人とする。

(登録方法等)

第6条 Biz 西条の配信を希望する者は、市のウェブサイト等を通じて、登録の申込みを行わなければならない。

2 市は、前項の登録をしたときは、当該登録の申込みを行った者(以下「登録者」という。)に対し、Biz 西条の配信を開始する。

3 登録者は、第1項の登録の内容を変更し、又はBiz 西条の配信を停止しようとする場合は、市のウェブサイト等を通じて、変更又は配信停止に係る手続を行わなければならない。

4 市は、宛先不明、受信拒否等の理由によりBiz 西条の配信が困難であると認める登録者について、当該登録者に通知することなく第1項の登録を取り消すことができる。

(登録項目)

第7条 前条第1項の登録における登録項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者名(商号及び屋号等)
- (2) 事業所住所及び郵便番号

- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める項目
(登録料等)

第8条 Biz 西条の登録料は、無料とする。

2 Biz 西条を受信するための環境の用意並びに設備の費用、接続料及び通信料の負担は、登録者が行わなければならない。

(その他の利用)

第9条 市は、登録者に対し、アンケート調査等を行う場合がある。

2 前項のアンケート調査等の結果は、個人を特定することができない形式による統計データ等を作成し、公表を行うほか、市の産業振興に係る施策及び事業の企画、立案等の基礎資料として利用するものとする。

(免責事項)

第10条 登録者等が、Biz 西条の配信内容を利用することによって生じた損害について、市はその責任を負わない。

附 則

この告示は、令和4年7月8日から施行する。